

第3章

事故災害対策計画

第1節 航空災害対策計画

市内において、航空機の墜落事故により災害が発生した場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、市は、県、国及び防災関係機関との連携を平常時から密にしておく必要がある。

第1 災害予防計画

1 情報通信手段の整備

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について、迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

2 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族等、旅客及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

第2 災害応急対策計画

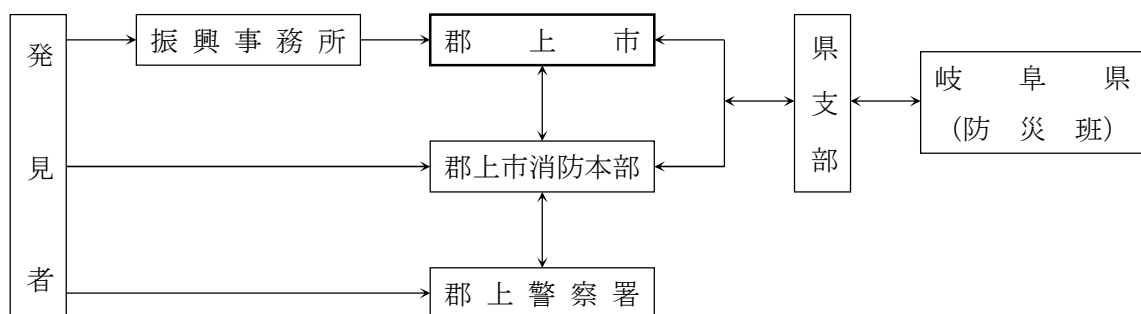
1 情報通信の実施

航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第2章第19節「災害広報計画」の定めるところによるほ

か、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 航空災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 市の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 航空災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 市の応急対策に関する情報
- オ 航空輸送復旧の見通し
- カ 避難の必要性など、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2章第1節「市本部活動体制計画」の定めにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

4 救助・救急活動

航空災害時における救助・救急活動については、第2章第13節「り災者救出計画」の定めるところにより実施する。また、乗客等の救助を要する場合は、各関係機関と協議して救助隊を編成し、救助に必要な資機材を投入して迅速に救助活動を実施する。

5 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第2章第16節「医療救護計画」の定めるところにより実施する。また、死傷者が発生した場合、医療機関、保健所等で編成する医療班を現地に派遣し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

6 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

第2章第27節「遺体の捜索、取り扱い及び埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

7 交通規制の実施

第2章第14節「道路交通対策」の定めるところにより、警察等各関係機関と協力して、必要な交通規制を実施する。

8 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、第2章第3節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより実施する。

9 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書」（資料2-6-3参照）に基づき、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

第2節 鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「鉄道災害」という。）が発生した場合に、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るとともに、輸送の確保を図るため、市は、県、国及び関係機関との連携を平常時から密にしておくことが必要である。

第1 災害予防計画

1 情報通信手段の整備

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

2 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族等、旅客及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

第2 災害応急対策計画

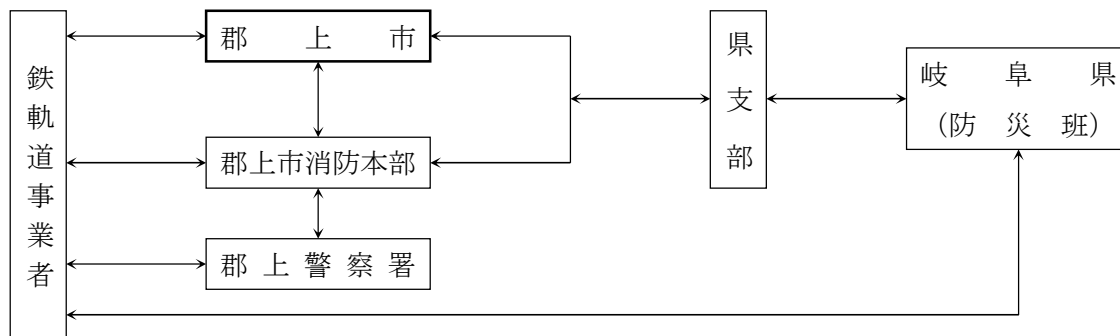
1 情報通信の実施

鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第2章第19節「災害広報計画」の定めるところによるほ

か、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 鉄道災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 市の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 鉄道災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 市の応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧の見通し
- カ 避難の必要性など、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2章第1節「市本部活動体制計画」の定めにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

4 救助・救急活動

鉄道災害時における救助・救急活動については、第2章第13節「り災者救出計画」の定めるところにより実施する。

5 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、第2章第16節「医療救護計画」の定めるところにより実施する。

6 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

第2章第27節「遺体の捜索、取り扱い及び埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

7 交通規制の実施

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第2章第14節「道路交通対策」の定めるところにより、警察等各関係機関と協力して、必要な交通規制を実施する。

8 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第2章第3節「自衛隊派

遣要請計画」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

9 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書」（資料2-6-3参照）に基づき、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

第3節 道路災害対策計画

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や、消火活動等が必要とされる災害が発生した場合、市は、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図る必要がある。

第1 災害予防計画

1 情報通信手段の整備

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

2 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

第2 災害応急対策計画

1 情報通信の実施

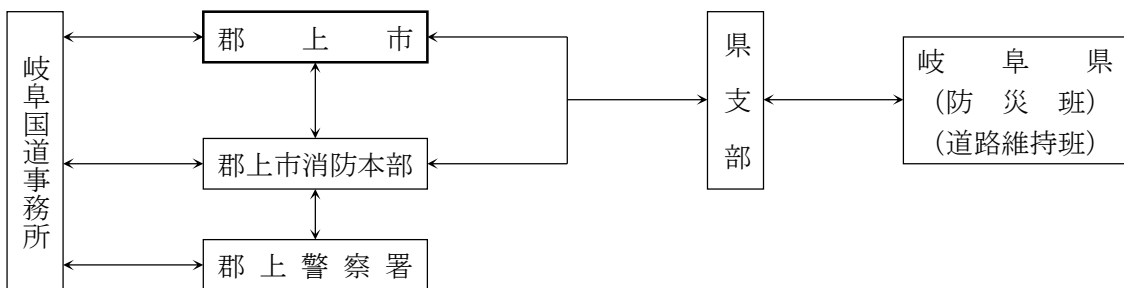
道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

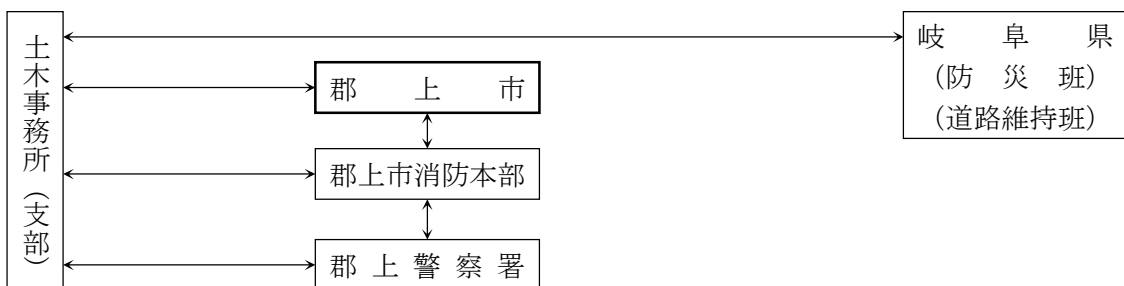
情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図

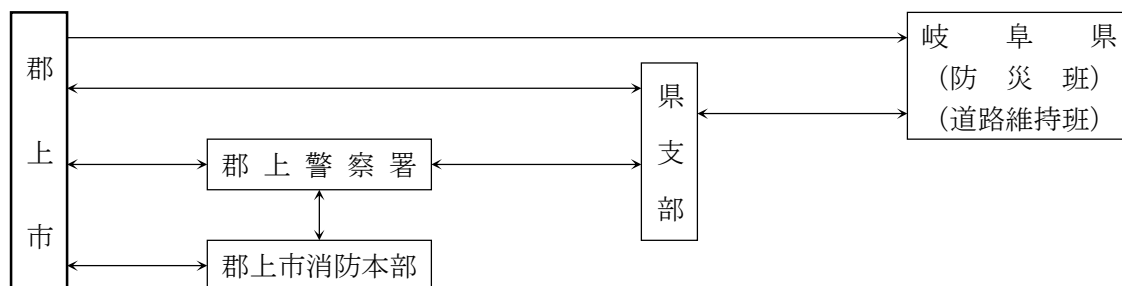
①国の管理する道路



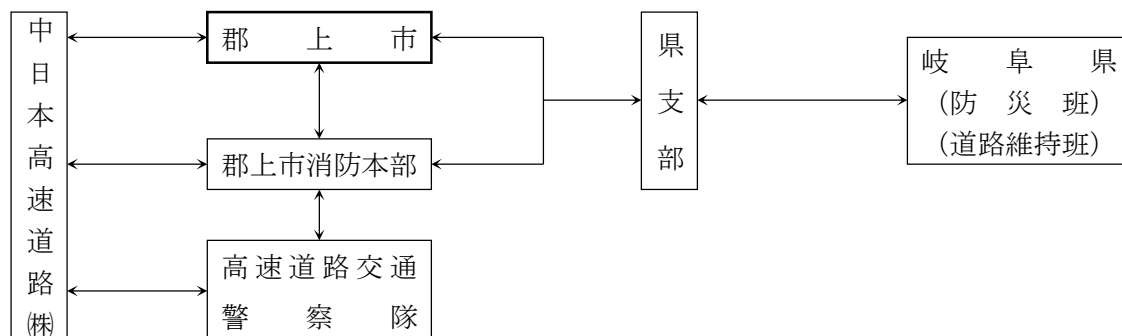
②県の管理する道路



③市の管理する道路



④中日本高速道路(株)の管理する道路



(2) 実施事項

災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第2章第19節「災害広報計画」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 道路災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 市の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 道路利用者及び地域住民等への広報

報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 道路災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報

- エ 市の応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧の見通し
- カ 避難の必要性など、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2章第1節「市本部活動体制計画」の定めにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

4 救助・救急活動

道路災害時における救助・救急活動については、第2章第13節「り災者救出計画」の定めるところにより実施する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第2章第16節「医療救護計画」の定めるところにより実施する。

6 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

第2章第27節「遺体の搜索、取り扱い及び埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

7 交通規制の実施

道路災害時における交通規制については、第2章第14節「道路交通対策」の定めるところによる。

8 危険物流出対策

道路災害により危険物の流出が認められたときは、関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

9 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第2章第3節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

10 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書」（資料2-6-3参照）に基づき、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

第4節 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩・流出、火災、爆発等により、死傷者が多数発生するなどの災害（以下「危険物等災害」という。）が発生した場合、市は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさないよう努める。

第1 災害予防計画

1 危険物施設等の把握

市消防本部・中、北消防署は、火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。市内の危険物施設等については、資料10-1参照のこと。

2 情報通信手段の整備

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

3 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

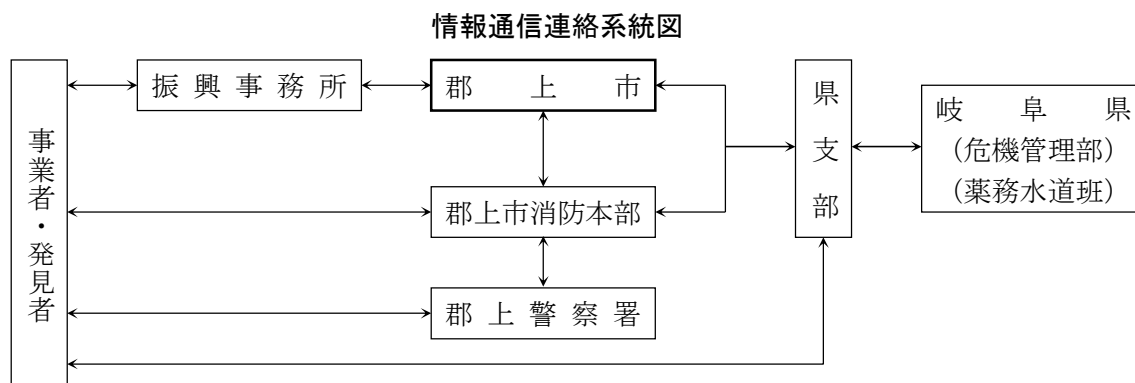
第2 災害応急対策計画

1 情報通信の実施

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めると

ともに、把握した情報については迅速に関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、第2章第19節「災害広報計画」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 危険物の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 市の応急対策に関する情報
- カ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 危険物の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 市の応急対策に関する情報
- カ 避難の必要性など、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2章第1節「市本部活動体制計画」の定めにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

4 避難措置

市本部総務班・市支部総務班は、関係機関と協力し、人命の安全を確保するため、第2章第8節「避難計画」の定めるところにより、爆発性、引火性、有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

5 救助・救急活動

危険物等災害時における救助・救急活動については、第2章第13節「り災者救出計画」の定めるところにより実施する。

6 医療救護活動

危険物等災害時における医療救護活動については、第2章第16節「医療救護計画」の定めるところにより実施する。

7 交通規制の実施

危険物等災害時における交通規制については、第2章第14節「道路交通対策」の定めるところにより実施する。

8 危険物等の流出に対する応急対策

- (1) 危険物等が河川等に排出された場合は、災害の原因者等は防除措置を講ずる。
- (2) 消防機関及び県警察は、危険物等が河川等に流出した場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。
- (3) 市本部消防班・中、北消防署は、危険物等が河川等に流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。なお、その際、関係行政機関等からなる各水系の水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用し、迅速に対応する。
- (4) 防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

9 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第2章第3節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

10 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「岐阜県広域消防相互応援協定書」（資料2-5-6参照）、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書」（資料2-6-3参照）に基づき、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

第5節 林野火災対策計画

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。また、発生原因のほとんどが人為的なものによることから、関係機関等とそれぞれ相互に協力し、林野火災を未然に防止するため、必要な予防対策を実施するとともに、気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合においては、広報等により住民等の注意を喚起する。

また、林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

このほか、林野火災により荒廃した箇所において、二次災害の防止を図る。

第1 災害予防計画

1 林野火災に強い地域づくり

(1) 市消防本部は、地域の特性に配慮しつつ、林野火災特別地域対策事業計画を作成し、消防施設設備の整備等の事業を推進する。事業計画に定める事項は次のとおりである。

- ア 防火思想の普及宣伝、巡視、監視等林野火災の予防に関する事項
- イ 火災予防上の林野管理に関する事項
- ウ 消防施設等の整備に関する事項
- エ 火災防ぎょ訓練に関する事項
- オ その他林野火災の防止に関する事項

(2) 本所建設部は、必要な地域に防火林道の整備等を実施する。

(3) 本所農林水産部は、防火森林の整備等を実施する。

(4) 火災警報発令時の火の使用制限の徹底を図るとともに、多発危険期等における巡視及び監視等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行うものとする。なお、火災警報が発令された場合、市及び林野の所有（管理）者は、市火災予防条例の定めるところによりおおむね次のとおり火の使用制限を行う。

- ア 山林、原野において火入れをしないこと。
- イ 煙火を消費しないこと。
- ウ 屋外においてたき火をしないこと。
- エ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- オ 残火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
- カ 山小屋などにおいて裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

(5) 林野の所有（管理）者、地域の森林組合等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努めるものとする。

2 防災知識の普及

(1) 市消防本部・中、北消防署は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるも

のであることにかんがみ、山火事予防期間、林野火災予防運動等を通じて、林野火災に対する住民の防火意識の高揚を図るとともに、林業従事者、林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への啓発を実施する。

なお、住民等への啓発は、多発危険期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向に十分留意するものとする。媒体については、おおむね次のものを利用する。

- ア 展覧会、講演会開催等による方法
- イ 映画、スライド等映写による方法
- ウ 標識板、ポスターの掲示、パンフレット等の配布による方法
- エ 学校、諸団体等への宣伝委嘱の方法
- オ 林業従事者等を対象にした講演会を行う方法
- カ 林野火災の訓練、演習を通じて行う方法

(2) 本所農林水産部は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、立看板等を設置するなど防火思想の普及と初期消火に対応するための施設の配備を促進する。

3 情報通信手段の整備

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

4 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

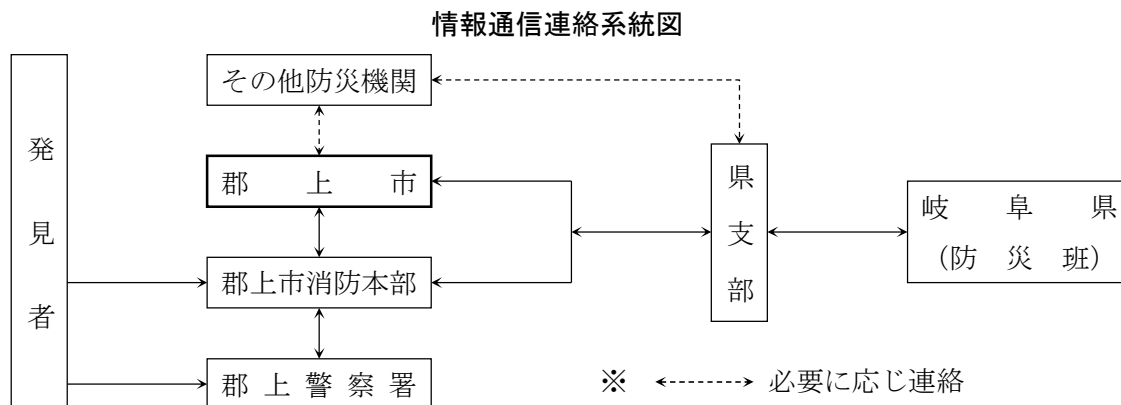
第2 災害応急対策計画

1 情報通信の実施

林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調

整等を行う。

2 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、第2章第19節「災害広報計画」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 市の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 市の応急対策に関する情報
- オ 避難の必要性など、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2章第1節「市本部活動体制計画」の定めにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

4 避難措置

市は、関係機関と協力し、人命の安全を確保するため、第2章第8節「避難計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

5 救助・救急活動

林野火災発生時における救助・救急活動については、第2章第13節「り災者救出計画」の定めるところにより実施する。

6 医療救護活動

林野火災発生時における医療救護活動については、第2章第16節「医療救護計画」の定めるところにより実施する。

7 交通規制の実施

林野火災時における交通規制については、第2章第14節「道路交通対策」の定めるところに

より実施する。

8 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第2章第3節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

9 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「岐阜県広域消防相互応援協定書」（資料2-5-6参照）、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書」（資料2-6-3参照）に基づき、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

10 二次災害の防止活動

- (1) 林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。
- (2) 市本部建設班・市支部活動班は、県と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。

第6節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、市は、防災関係機関と連携して、適切かつ迅速な防災活動の実施に努める。

第1 災害予防計画

1 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成

本所総務部、建設部・支所振興課は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市整備施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震、不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

本所契約管財課・支所振興課及び市施設管理者、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

イ 建築物の防火管理体制

本所契約管財課・支所振興課及び市施設管理者、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の建築物について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

ウ 建築物の安全対策の推進

(7) 本所契約管財課・支所振興課及び市施設管理者は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適正な維持保全及び必要な防災改修を促進する。

(4) 本所契約管財課・支所振興課及び市施設管理者、事業者等は、建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図る。

2 情報通信手段の整備

(1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。

(2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

3 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

第2 災害応急対策計画

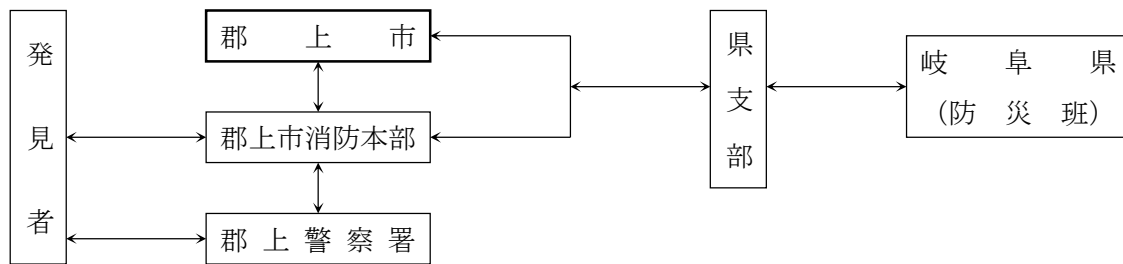
1 情報通信の実施

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、第2章第19節「災害広報計画」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 市の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報

を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 市の応急対策に関する情報
- オ 避難の必要性など、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2章第1節「市本部活動体制計画」の定めにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

4 避難措置

市は、関係機関と協力し、人命の安全を確保するため、第2章第8節「避難計画」の定めるところにより、爆発性、引火性、有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

5 救助・救急活動

大規模な火事災害時における救助・救急活動については、第2章第13節「り災者救出計画」の定めるところにより実施する。

6 医療救護活動

大規模な火事災害時における医療救護活動については、第2章第16節「医療救護計画」の定めるところにより実施する。

7 交通規制の実施

大規模な火事災害時における交通規制については、第2章第14節「道路交通対策」の定めるところにより実施する。

8 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第2章第3節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

9 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「岐阜県広域消防相互応援協定書」（資料2-5-6参照）、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書」（資料2-6-3参照）に基づき、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

第3 災害復旧・復興対策計画

大規模な火事災害により、地域の壊滅又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、市は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第4章「災害復旧計画」により、迅速かつ円滑に復旧を進める。